

違法伐採に関する自主的行動規範

篠山木材協同組合

制定：平成 22 年 2 月 8 日

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を「合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品」を導入することとした。

これらを踏まえ、篠山木材協同組合（以下「木協」という。）は、違法伐採に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する考え方）

1. 木協は、森林の違法伐採に反対を表明する。

（政府の取組みへの協力）

2. 木協は、わが国政府による違法伐採対策の取組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性の証明された木材・木製品の普及促進）

3. 木協は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の促進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4. 林野庁が策定公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定方法」を別途定め、篠山木協の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

5. 木協は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体等との連携を図る。

（情報の公開）

6. 木協は、本行動規範に基づく取組み状況の概要を公表する。